

## 牛由来食品の輸入措置の現状と今後について

平成 26 年 5 月  
食 品 安 全 部

### 1. 現状

- 米国及びカナダ産牛肉等については平成 25 年 2 月に輸入条件の月齢を 20 か月から 30 か月に引き上げるなどの見直しを行ったところであり、輸入量は別紙のとおり増加している。なお、混載事例がカナダ産牛肉で 1 件あった。
- フランス及びオランダ産牛肉等については、平成 25 年 2 月に輸入条件の月齢をそれぞれ 30 か月と 12 か月として輸入を再開し、輸入量は別紙のとおり。なお、混載事例がフランス産牛肉で 2 件、オランダ産牛肉で 2 件あった。
- アイルランド産牛肉等について、平成 25 年 12 月に輸入条件の月齢を 30 か月として輸入を再開したが、輸入実績はない。

### 2. 今後の予定

#### (1) 牛肉及び牛臓器

- ポーランド産牛肉等については、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の範囲内において輸入を再開することとし、5 月 1 日～30 日までの間、パブリックコメントを実施しているところ。
- ブラジル産については、食品安全委員会においてリスク評価中。

#### (2) 牛由来加工食品

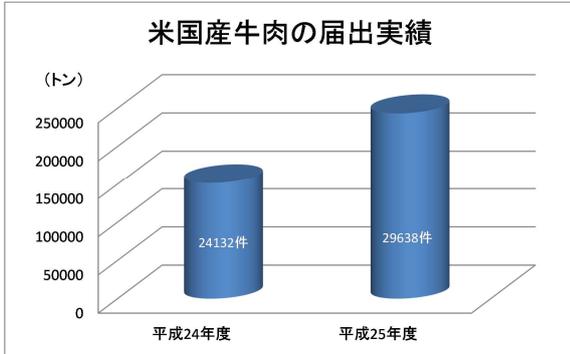
- 米国産牛肉等由来の加工品については、挽肉及び洗浄目的でゆでた内臓について、と畜場及びこれに付属する食肉処理場において一貫生産され、管理が容易であること等から、輸入を再開したところ。  
また、と畜場に付属しない施設における加工品についても、現地調査等により、原料の受入や製造工程等において、対日輸出条件の遵守が可能な体制であることを確認したことから、今後、輸入を再開することとする。
- 他の輸出国についても、要請があれば、協議を行った上で、対日輸出条件の遵守が可能な体制であることを確認できれば、今後、輸入を再開することとする。

### 3. BSE 未発生国の対応

- BSE 未発生国について、万が一 BSE が発生した場合に、SRM を使用した食品の回収が必要となるため、混乱防止の観点から、SRM の輸入自粛を指導しているところ。
- オーストラリア政府より、牛の月齢管理が可能である旨の回答を得たことから、今般、30 か月齢以下の牛に由来する脊柱を含む牛肉について、輸入自粛対象から除外した。
- 他の輸出国についても、要請があれば、協議を行った上で、対応することとする。

## 各国からの牛肉の輸入届出実績

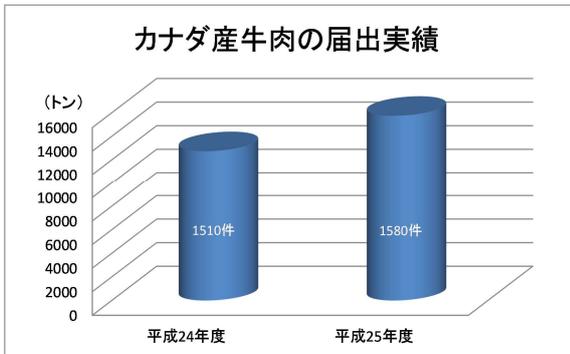
### 1 アメリカ



	平成 24 年度	平成 25 年度
届出件数	24,132	29,638
重量(トン)	151,670.3	243,226.3

平成 25 年 2 月、30 ヶ月齢以下の輸入を再開しました。  
届出重量は、平成 24 年度比べ、平成 25 年度は 60%の増加です。

### 2 カナダ



	平成 24 年度	平成 25 年度
届出件数	1510	1580
重量(トン)	12749.19	15750.56

平成 25 年 2 月、30 ヶ月齢以下の輸入を再開しました。  
届出重量は、平成 24 年度に比べ、平成 25 年度は 24%の増加です。

### 3 フランス

平成 25 年 2 月、30 ヶ月齢以下の輸入を再開しました。

	平成25年												平成26年			合計
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
重量(トン)	0.0	8.0	7.2	11.0	7.6	8.7	6.6	7.9	31.6	18.0	13.1	10.1	5.8	7.5	143.1	
届出件数	0.0	61.0	55.0	56.0	45.0	69.0	61.0	62.0	89.0	68.0	53.0	55.0	60.0	65.0	799.0	

### 4 オランダ

平成 25 年 2 月、12 ヶ月齢以下の輸入を再開しました。

	平成25年												平成26年			合計
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
重量(トン)	0.0	3.6			12.0	1.0	0.1	1.0		6.9	3.5		0.2		28.4	
届出件数	0.0	9.0			4.0	2.0	2.0	2.0		4.0	2.0		4.0		29.0	